

件名	愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>1 制定理由</p> <p>これまで愛媛県議会における個人情報に関する取扱いについては、県条例の適用のもと適正に行ってきたが、このたび、個人情報保護法の改正に伴い、議会は自律権への配慮から、県条例の適用除外となる。このため、議会における個人情報の取扱いを新たに定める必要があることから、県議会として個人情報保護に関する条例の制定を行う。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(目的)</p> <p>議会における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。</p> <p>(罰則関係)</p> <p>正当な理由なく議会が保有する個人情報を外部に流出させる等した場合は罰則が適用</p> <p>○罰則の適用対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局職員若しくは職員であった者</li> <li>・ 議会における個人情報の取扱いの委託を受けた者 (※業務に従事、若しくは従事していた者)</li> <li>・ 議会における仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者 (※業務に従事、若しくは従事していた者)</li> <li>・ 議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事、若しくは従事していた派遣労働者</li> </ul>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	